

令和 8 年 3 月 30 日

まちづくり 審議会
会長 角 野 幸 博 様

花緑検討小委員会
委員長 平田 富士男

ひょうご花緑創造プランの改定等について（報告）

令和 6 年 3 月 5 日に当小委員会に付託された標記のことについて、検討を行った結果、下記のとおり報告します。

記

1 県民まちなみ緑化事業（第 4 期）の評価・検証

県民まちなみ緑化事業の第 4 期においては、整備された緑が都市の環境改善や景観形成、防災性向上に貢献するとともに、県民の環境意識の向上、コミュニティの活性化、地域への愛着の醸成など、様々な波及効果も創出していることが確認された。一方、まちの中心部における事業面積の伸び悩み、民間事業者による事業活用の停滞、緑の維持管理に対する負担感などの課題も見受けられる。このため、多様な実施主体による事業活用の推進、質の高い都市緑化に対する重点支援、持続可能な維持管理のための支援など、次期事業への提言も含めて報告書として取りまとめた（別紙 1-1 及び 1-2）。

2 ひょうご花緑創造プランの改定

現行のひょうご花緑創造プラン（以下「花緑プラン」という。）の推進においては、身近な花と緑に満足する人の割合が目標を超えるなど、県民の参画と協働による花と緑のまちづくりの取組について相応の成果が確認された。一方で、都市部における緑地割合は目標に達しておらず、都市における緑の一層の充実が、今後、重点的に取り組むべき課題となっている（別紙 2-1）。

こうした中、令和 6 年 5 月、都市緑地法（以下「法」という。）の改正によって、国は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされ、都道府県は、基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができるものとされた。県では、令和 9 年度までに広域計画を策定する方針とされており、法において広域計画に定めるものとされている事項には、花緑プランとも関連又は重複するものが含まれている。このため、今後、県として広域的かつ総合的に都市緑地政策を展開するに際して、県民や市町にとっての分かりやすさを考慮すると、緑に関する個別計画は法定計画である広域計画に一本化することが望ましいと考えられる。これを踏まえ、当小委員会では、花緑プランの改定案として、広域計画の構成要素のうち、花緑プランと関連の深い事項について検討を行うこととした（別紙 2-2）。

検討においては、緑が有する多様な機能・効果を分かりやすく整理し、緑が様々な社会課題の解決に貢献することが期待されている旨を提示した上で、基本方針や県の関連計画、現行の花緑プランの進捗状況等を踏まえて、緑を活かした「持続・循環するまち」・「安全・安心なまち」・「魅力・活力あるまち」を目標に掲げ、評価指標や取組方針、施策の展開方策などを取りまとめた（別紙 2-3）。